Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2026-11-25

中国新会社法改正の問題点について（2）

梁, 爽

(Citation)
六甲台論集. 法学政治学篇,72(2):113-119

(Issue Date)
2026-03-23

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/0100502644

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100502644

中国新会社法改正の問題点について（2）

梁　　爽*

さらに、会社の定款について、改正案は既存の規定を維持するのみで、その効力が及ぶ範囲について、言い換えれば、定款は誰が守るべきかについて、改正案は社内の主体（会社、株主、取締役、監査役、役員）に限定している。定款が社外の主体（例えば債権者、第三者）に対して拘束力を持つか否かという問題について、司法の実践では異なる解釈がすでに存在しており、これを明確にする必要があるにもかかわらず、改正案はこれについて全く触れていない。この意味で、債権者などによる会社定款の閲覧請求権を法律によって規定されるべきという考えが有りうる。日本の『会社法』では、株式会社が設立された後、株主や債権者は営業時間中にいつでも定款の閲覧、複製や抄本の交付を求めることができ、また、当該株式会社の親会社の株主は、その権利を行使するため必要な場合、裁判所の許可を得て、株式会社の定款について上記の請求をすることができるとされている(1)。したがって、中国『会社法』は、改正案34条をさらに充実させ、定款が企業情報開示システムで公開された定款に関する法的効力について、それが債権者などの第三者に対抗できることを明確に規定し、会社や親会社の株主、会社の債権者に閲覧請求権、及びその謄本又は抄本を交付する請求権を与える必要があろう。

これ以外にも、会社の実質的出資者に代わって名義株主がいる状況の下において、実際に資金を拠出する者（実質的出資者）、或いは名義株主（株主名簿に記載のある者）、どちらを株主と認定すべきかについて、かつて最高人民法院が公布した『中華人民共和国公司法の適用に関する若干の問題についての規定（三）』において、矛盾するともいえる規定が存した。そこで、会社の株主名簿や会社登記が株主の身份と権利の確認に対する基本的な効力を維持するために、「外観主義の標識を優先する」という原則に基づいて、規定のあり方を統一す

＊　華東政法大学教授。この論文は、中国国家社会科学基金研究プログラム「新公司法実施背景下的公司合規制度衔接研究（NO:24BFX067）」並びに上海証券監督管理委員会、上海証券取引所2022年度研究プログラム「新证券法背景下的独立董事实施效果评估」による支持を得ている。

(1)　日本『会社法』31条を参照。

る必要がある。しかし、残念ながら、上記の会社法の司法実践で長期にわたって議論されてきた数多くの問題について、今回の改正案、または正式に施行された『会社法』においてかかる規定は置かれていない。

最後に、株主間の協定（一部の株主、あるいは株主全員によるもの）について、それがコーポレート・ガバナンスあるいは会社定款を置き換えられるか、どの程度に置き換え、組織法上の効力を発揮できるかという問題についても、実践において多くの論議が生じている(2)。学界でもよく研究されているが、現行の立法には規定が存しない。改正案 38 条は、会社設立についての株主間の協議の法律効果を明確にするにとどまり、会社設立以外のコーポレート・ガバナンスについての株主協議の成立方法、存在する余地、或いはその効力など、関連規定は一切置かれていない。

五、株主による出資財産の種類拡大について

株主による出資財産の種類を如何に認めるべきかは、もう一つの重要問題である。改正案 43 条は、他社の株式及び株主の債権による出資を明確に認めており、ここでいう債権には、出資者が会社に対して持つ債権のみならず、他人に対して持つ債権も含まれる。「大陸法系においては債権出資に対する態度は比較的寛容であるが、その運用が認められるのは主に会社資本増加の段階に限定され、会社設立段階については厳格な規制が敷かれている」(3) という認識の下での出資財産種類の拡大を図った立法措置であり、株主による債権出資に関する制度において大きな前進を踏み出したものと評価できる。

中国『会社法』は、他社株式による出資と債権による出資を全面的に合法なる出資種類として認めたことにより、出資者が出資用の財産は次の二種類に分けられる。一つ目は、現金、現物、不動産所有権、土地使用権等、権利者が直接的な支配力を有する財産であり、二つ目は、株式、債権等、権利者が直接的な支配力を有さない財産である。この二種類の財産は、機能面において大きな相違点が存する。「労務出資」に関しては、中国『会社法』の下では認められていないが、「債権」による出資が解禁されたことを受け、「労務債権」による出資でき

---

(2) 例えば、ある実証的研究によれば、裁判所が株主間協定の効力を認める割合は 90 %に達するが、その中で総数の 8 %の事例では、裁判所は株主間協定の効力を維持し続けると、一方の当事者の利益に損害を与えるとして、契約の目的が実現できないと判断し、関連協定を解除した。総数の 18 %の事例では、協定の内容が会社の他の文書、特に定款と矛盾しているため、裁判所はこれにより直接的に株主間協定の効力を否定しなかったものの、その状況が株主間協定に確定的な拘束力があるかどうかの判断に影響した。

(3) 葛偉軍：「債権出資的公司法実践与発展」、『中外法学』（2010 年第 3 号）を参照。

るか否かも問題になりつつあるが、出資財産に瑕疵がないこと、あるいは出資者がそれを担保にできることは基本なる条件であるが、債権による出資が認められる以上、労務債権による出資も認められる可能性が生じるとの考えは否定できないが、この問題については詳述しない。

第一種類の財産については、一般的に、特定の物質の形で具現化・固定化されており、市場による監督及び価格決定が容易である。また、出資前の出資者及び出資後の会社の双方にとって、当該財産は直接的な支配可能性を有しており、権利者は当該財産を直接に支配することができる。それに伴い、当該財産によって会社の資本を構成した場合、会社資本の明確性、安定性及び予見可能性は高まるという特徴があろう。したがって、当該財産に関して法律が解決すべき主要な課題は二つある。一つ目は、当該財産が完全かつ迅速に会社に移転され、権利の変動が完了することを保証すること。すなわち、動産については出資者による引渡しの完了、不動産については迅速な所有権移転登記の完了は要求される。二つ目は、出資構成に関する全面的かつ正確な開示を促進することである。なぜなら、会社資本の構成は会社経営の見通しを相当程度に象徴しており、特に現物、不動産等の非現金財産は、流動性及び換金性の面において貨幣に比肩することができないため、全面的かつ正確な開示は相対者の取引リスクを低減するための必要手段となるからである。この点については新『会社法』に既に反映されているため、ここでは詳述しない。

第二種類の財産である株式及び債権は、いずれも特定の物的形態を有せず、その権利は意思決定に基づく性質及び直接支配の性質を有せず、最も重要な特徴は不確実性を伴うことである。

1. 債権出資について

債権出資は、結果的にそれが実現できるか否かは債務者の弁済能力及び債務者が抗弁権を有するか否かと密接に関連するといえよう。仮に、債務者が弁済能力を喪失した又は喪失する恐れのある債権、若しくは債務者が履行抗弁の権利をもって出資した場合、問題が生まれるのは想定できる。ところで、債権が実現できなくなった場合、出資した株主は出資不足の範囲で弁済責任を負うべきか、正常な市場リスクによる債権の実現不能と、出資時に既に存在していたリスクによる債権の実現不能とでは、出資責任を区別して扱うべきか、会社設立時に正当な手続に従って行われた評価又は開示は、出資株主が一定の責任を免除するための抗弁事由となり得るか、これらの多くの問題が未解決である。これまで、多くの裁判例では、「株主が第三者に対する持つ債権によって出資した場合、当該出資は無効と認めるべきである。ただし、法律により譲渡可能な無記名会社債券をもって出資した場合、又は出資用の債権が一審（下級審）の口頭弁論終結前に実現した場合には、当該出資を有効と認めるべきで

ある」と認定された(4)。

現在のところ、これらの裁判の見解はやや保守的と評価されるが、法律が債権出資を明確に認めながらも、いかなる規制又は限定も加えない場合、上記の論争がさらに激化し、裁判上の新たな難題が生まれてくる可能性があろう。

2. 株式出資について

非公開会社の株式評価そのものの難しさはさておき、「引受資本制度」の下において、未払込の株式をもって他社へ出資することができるか否かも難問である。例えば、未払込の株式による出資を受け入れた会社は、他社株式の価値に関する商業リスクに直面するだけでなく、自社の株主と連帯して出資瑕疵の責任又は出資期限が到来する前に出資責任が強制的に負わせられるリスクも存する。これらのリスクもまた、こうした出資を受けた会社の債権者にも波及する。債権者にとり、株式出資をした株主に対し、未払込資本の範囲内で出資不足の責任を負担すること、及びその他の発起人に対し連帯責任を負担することを請求できるか、一方で、株式出資をした株主にとり、株式の価値についてすでに妥当な手続に従って評価され、かつ会社側もその事実を知っていたはずであろうことを理由に抗弁できるか、これらの問題を考える際に、不安定な出資種類による会社資本の空洞化を防止するため、やはり中国『会社法』は必要な事前規制及び事後救済の規定を設けるべきであろう。

まず、債権出資については、債務者による債権の確認を要するものとし、虚偽の債権による出資を禁止する規定を設けるべきである。虚偽の債権による出資又は債務者の確認を経ていない出資の場合、株主は債権の実現不能な範囲内で出資不足の責任を負うものとすべきである。その他、債権自体の実現不能なリスクは、債権価値の評価において考慮すべき問題であり、現物出資の評価価値が過大となる場合と本質的な相違は存しないがために、特別な事前規制を設けることは不要である。なお、債権者と債務者が虚偽の債権を作り上げた場合、又は債務者の確認を経ていない場合における債務者の責任問題については、中国の『民法典』におけるファクタリング制度及び債権譲渡に関する規定を準用できるため、中国『会社法』がそれについて再び規定を設ける必要もないであろう。

次に、他社株による出資については、出資者が出資する株式の払込を完了していない場合において上記のリスクも生じるものの、成長の潜在能力を良く持つ会社にとっては、会社の株式が払込資本金を基礎としているか否かにかかわらず、株式の価値は存在する。また、設立中又は存続中の会社にとっては、経営目標の達成又は M&A の必要性から、対象会社の株式による出資を受け入れることは、別の形の商業価値、甚だしきは極めて重要な価値となり

(4) 最高人民法院民事審判第二廷編：『公司案件審判指導』（人民法院出版社 2014 年版）第 135 頁を参照。

得る。したがって、一度の失敗で全体を否定するような態度は不可取であり、未払込株式による出資の必要性及び正当性を否定すべきではないといえよう。払込みの有無も、価値評価の問題となり得るし、現物出資における過大評価に関するルールを適用して処理することができよう。裁判の場面では、これらは難問になりうるが、立法上、払込資本金を株式出資の制限条件とすることは適切ではない。

要するに、株主の悪意による虚偽出資以外に、会社が株式及び債権による出資を受け入れるか否かは経営判断である。それに対し、債権者が会社と取引をするか否かをも経営判断とするために、出資の種類及び会社資本の構成を明確に把握するだけでなく、株式、債権等のような非現金出資の基本的状況に基づいて期待値が調整できる法整備が求められる。したがって、株主の出資の利便性を確保しつつ、債権者の利益を十分に保護する観点から、中国『会社法』において、会社又は株主が他社の株式、或いは債権による出資をする場合において、企業信用情報開示システムにおいて株式及び債権の基本的な要素を開示する義務を負うものとする規定を設ける必要があろう。

六、関連当事者取引の規制に関する問題

関連当事者取引を如何に規制すべきかも中国『会社法』改正過程においておおいに議論された難題である。中国では長年にわたり、関連当事者取引に関して比較的整備された法制度が形成されており、これまで、民事規範、行政規範、刑事規範、広い視野から関連当事者取引に関する規制が多く存在し、違法な関連当事者取引の抑止に重要な役割を発揮してきている。1991年に公布された『外国投資企業及び外国企業所得税法』及びその施行細則において、「関連企業」[(5)]という法律用語が定義されて以来、現在に至るまで、関連当事者取引に関する法律、行政法規、行政規則その他の規範的法律は既に20件以上存する。

中国財政部及び国家税務総局は、財税、会計、監査の角度から関連当事者取引を規制して

(5)　『外国投資企業及び外国企業所得税法』13条は次のように規定する。「外国投資企業又は外国企業が中国国内に設立した生産・経営を行う機関若しくは事業所は、その関連企業との間の業務取引において、独立企業間の業務取引に準じて代金又は費用の収受若しくは支払をしなければならない。独立企業間の業務取引に準じて代金又は費用の収受若しくは支払をしないことにより、その課税所得額を減少させた場合、税務機関は合理的な調整を行う権限を有する。」

また、その施行細則は次のように規定する。「「関連企業」とは、当該企業との間に次の関係を有する会社、企業その他の経済団体をいう。(1) 資金、経営、購売等の方面において、直接又は間接に所有し、若しくは支配する関係が存在する場合；(2) 直接又は間接に第三者によって所有され、若しくは支配されている場合；(3) その他利益上関連する関係が存在する場合。」

おり、「企業国有資産法」46 条は、国有資本持株会社及び国有資本資本参加会社と関連当事者との取引に関する決議手続及び回避制度を規定している。また、証券法及び証券監督管理部門による上場会社の関連当事者取引に関する規制は、特に充実している。例えば、証券法においては、上場会社の関連当事者取引に関して、次のような規定が設けられている。

まずは、同法80条において、重要な関連当事者取引の情報開示を要求していること、次に、同法 123 条、並びに 205 条において、証券会社の特定の関連当事者取引（例えば、証券会社が自社の株主又は株主の関連者に融資又は担保を提供してはならないこと等）を禁止していることである。そのほか、金融監督管理部門も複数の規則を公布して各種金融機関の関連当事者取引を規制し、監督を強化している。特に 2022 年に中国銀行保険監督管理委員会が公布した『銀行保険機関関連取引管理弁法』は、各種金融機関に対し、関連当事者、関連当事者取引、関連当事者取引の内部管理、関連当事者取引の報告及び開示、関連当事者取引の監督管理等の角度から関連当事者取引を統一的に規制している(6)。

今回の中国『会社法』改正は立法上初めて、会社の支配株主、実質支配者及び役員が関連者関係を利用して会社の利益を害した場合の賠償責任を明確に規定したが、それにより不適切な関連当事者取引に対して司法救済を求める際の基本的な根拠が成り立った。この他にも、『会社法』は特定の関連当事者取引制度についても規定している。例えば、関連担保の場合における株主の議決権排除に関する規定、会社が取締役、監査役、役員に借金を提供してはならないとする規定、株式会社が定期的に株主に対して取締役、監査役、役員の会社から得られた報酬を開示しなければならないとする規定等である。

また、中国最高人民法院は『会社法』における関連当事者取引に関する規定を根拠として、『最高人民法院関于適用〈中華人民共和国会社法〉若干問題の規定（五）』を制定した。同規定 1 条においては、不公正な関連当事者取引の判断基準を規定するとともに、それに対して異議のある株主が会社の利益のために自己名義で提訴できることが明確に規定されている。2 条は、株主代表訴訟の適用範囲を、関連当事者取引契約の無効、取消し又は会社に対して効力を有しないものとする場合にまで拡大している。また裁判実務においては、指導判例も関連当事者取引の規制体系の一部を構成しており、司法実践において不可欠な独特の役割を発揮している。例えば、中国最高人民法院が公布した指導判例 33 号「スイス・カギル国際

(6) 『銀行保険機関関連取引管理弁法第 46 条は次のように規定する。「銀行保険機関の関連取引管理委員会、取締役会及び株主総会が関連取引について議決又は決定を行う場合、当該関連取引と利害関係を有する者は回避しなければならない。銀行保険機関が株主総会を設立していない場合、又は回避の原則により株主総会を開催できない場合には、依然として取締役会が審議を行うものとし、本条 1 項の回避規定は適用されない。ただし、関連者取締役は利益供与が存しないことを証明する声明書を提出しなければならない。」

会社対福建金石製油有限会社等契約無効確認訴訟」において、裁判所は、債務者が主要財産を明らかに不合理な低価格で関連会社に譲渡し、関連会社が債務者の債務を知りながら実質的な対価を支払わなかった場合、債務者と関連会社が悪意で通謀して債権者の利益を害したものと認め、当該財産譲渡契約は無効である司法判断を下した。

しかしながら、中国の関連当事者取引に関する規制は立法の位階がいまだに低く、権威性に欠けている。また、関連規定が分散しており、系統化或いは体系化に乏しく、中国『会社法』自体もまた、二種類の基本的なルールが欠如している。一つ目は、関連当事者取引の正当な手続ルール、二つ目は、関連当事者取引の公正さ、公平さを衡量する実体法ルールである。これら二つの基本的なルールの欠如は、中国『会社法』の規制体系に根本的な瑕疵が存することを示していると主張する学者がいる(7)。

中国『会社法』は関連当事者取引に関する法体系における基本法の地位を占めており、今回の法改正を契機として、関連する行政規定及び司法解釈から、関連当事者取引を規制する一般的なルールを引き出し、関連当事者取引に関する規制体系を整備すべきであろう。

特に近年多発している事件において、支配株主、実質的支配者等が関連関係及び支配者の地位を利用して違法な関連当事者取引を実施することによって、会社の利益がおおいに害され、会社経営の基盤となる会社の資産が毀損される傾向が見られた。中小株主及び債権者に多大かつ回復不能な損害が与えれられることとなれば、より深刻な場合には社会の安定にまで影響が及ぼされる恐れがあろう。したがって、中国『会社法』の改正においては、これらの問題に目を向ける持つべきといえよう。

---

(7)　李建偉：「規制関聯交易的法律規範体系及其展開」、『人民司法』（2014年19号）を参照。